

国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期目標の変更案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

令和6年1月23日

サイバーセキュリティ戦略本部決定

今日の我が国の社会経済活動や国民生活においては、サイバー空間への依存度がますます高まっており、これまでシステムを積極的に利用してこなかった分野や組織においても、IoT 機器を含む情報システムの利用が拡大している。また、デジタル化による新たな技術・サービスの進展は、国民の利便性の向上につながり、特に急速に普及しつつある生成 AI は我が国の社会経済活動の持続的な発展につながり得るものとして大いに期待されている。

一方で、こうしたサイバー空間の利用拡大、生成 AI などの新たな技術・サービスの普及に伴い、サイバー攻撃を受けるシステム側の侵入口（攻撃の端緒となる、いわゆる「セキュリティホール」）が増加しており、また、不十分なセキュリティ対策の結果としてシステム障害や情報漏えい等のインシデントにつながる可能性も増加するなど、サイバーリスクが高まっている。

こうした脅威等を踏まえ、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）では、IoT や 5G 等の新たな技術やサービスの実装における安全・安心の確保のため、安全な IoT システムを実現するための協働活動や指針策定、情報共有、国際標準化の推進、脆弱性対策への体制整備を実施することなどを盛り込んでいる。

今般、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）を踏まえ、令和5年度まで実施されてきた「パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査」の調査対象を拡充し、令和6年度以降も実施される形で、今回の中長期目標の変更案に「IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進」が追加されており、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる IoT 機器について、当該機器の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報提供に関する業務を実施するとされ、その際には関係機関との連携を促進するものとされている。

こうした取組は、安全な IoT システムの構築に当たって重要な役割を果たすものであり、「サイバーセキュリティ戦略」が定める安全な IoT システムを実現するための協働活動や指針策定、情報共有にも資するもので「サイバーセキュリティ戦略」にも整合するものである。また、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が昨年10月に米国サイバーセキュリティ・インフラストラクチャー安全保障庁（CISA）等とともに共同署名に加わり公表した「セキュアバイデザイン、セキュアバイデフォルトに関する文書」が内容とする、「IoT 機器を含む IT 製品を対象とした、安全

性を確保した設計の実施」(セキュアバイデザイン)及び「ユーザー(顧客)が追加コストや手間を掛けることなく購入後すぐに安全にIT製品等を利用できること」(セキュアバイデフォルト)の両理念の具体化にも資するものである。

以上の考えに照らし、サイバーセキュリティ戦略本部としては、示された第5期中長期目標の変更案については妥当な内容であると判断する。

なお、NICTが、変更後の中長期目標を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対し、以下の事項を要請する。

(1) 調査の実施について、以下の点に留意すること。

- ① 調査の内容は、対象となるIoT機器の実情や最新のサイバー攻撃の動向を踏まえたものとするほか、令和7年(2025年)日本国際博覧会(大阪・関西万博)等の大規模国際イベントも見据え、IoT機器を踏み台にした大規模なサイバー攻撃を防止するため、利用者に広範に注意喚起ができるよう、実効性の高いものとなるように努めるとともに、調査すべき機器の範囲について適時に見直しが行われること。
- ② 調査の実施に当たっては、既存の脆弱性関連制度と適切に連携しつつ、調査に関して十分な周知を行うとともに、IoT機器の利用者への影響等を十分考慮すること。また、適切なパスワード設定に加え、今般、新たに調査対象として拡充されるIoT機器の脆弱性等に対する有効なサイバーセキュリティ対策を講じることの必要性について関係者に周知活動を行うとともに、「セキュアバイデザイン、セキュアバイデフォルトに関する文書」の趣旨も踏まえ、利用者において安全なIoT機器の利用が実現されるよう、IoT機器メーカー、電気通信事業者等のセキュリティ関係者への積極的な助言や情報の提供が行われること。
- ③ 調査の結果については、適時、NICTにおける知見や研究開発にフィードバックして調査手法の高度化に努めるとともに、NISCをはじめとする関係省庁に対して必要に応じて情報共有を行うこと。
- ④ 調査を効果的かつ効率的に実施するため、必要な調査費用の確保や実施体制の充実に向けた検討を進めるとともに、既に流通しているIoT機器等については、利用者、製造事業者、電気通信事業者等の様々な主体が関係することから、これらの有機的連携が確保された取組につながるよう、NISCをはじめとする関係

省庁との連携を行うこと。

- (2) 変更後の中長期目標を踏まえた調査の実施状況については、年次報告において毎年度の実績をサイバーセキュリティ戦略本部に報告すること。また、NISCからの求めに応じて適宜報告を行うこと。
- (3) 次期サイバーセキュリティ戦略の策定等において、調査に関係する重要な改正がなされた場合は、その改正内容を踏まえ、必要に応じ、中長期目標の変更等の必要な措置を講じること。

以上